令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	4						
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()					
要望 項目名		LIBOR 公表停止に伴う所要の措置					
要望内容		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)					
(概	要)	法人税法上、ヘッジ対象である資産又は負債の消滅等があった場合には、ヘッジ手段の決済損益額を認識 すること等とされている。					
		 特例措置の内容 					
		LIBOR(ロンドン銀行間取引金利)の公表停止に伴い、LIBORを参照するヘッジ処理については、会計上の取扱いに即した税務上の取扱いを認めること。					
関係	条文	 法人税法第 61 条の 6、同法施行令第 121 条の 5 第 2 項第 2 号 等					
減 見辺		[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位:百万円)					
要望	理由	(1)政策目的					
		LIBOR を参照したヘッジ処理について、会計上の取扱いに即した税務上の処理を認めることで、安定的なデリバティブ市場の形成に資することを目的とする。					
		(2)施策の必要性					
		平成26年7月の金融安定理事会による提言に基づく金利指標改革(以下「金利指標改革」という。)が進められ、LIBORの公表が令和3年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっている。これを受け、企業会計基準委員会では、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにするために、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の公表が予定されているところ。税制においても、LIBORを参照するヘッジ処理について、その処理の取扱いを明確にする必要がある。					
本要 対応 縮源	する	なし					
		ページ 4—1					

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	I - 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
合理性	政策の 達成目標	LIBOR を参照するヘッジ処理の取扱いを明確にすることで、安定的なデリバティブ市場の形成に資する。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中 の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の 適用見込み	LIBOR を参照するヘッジ処理を行う法人に適用されることが見込まれる。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	課税関係が明確化されることにより、LIBORの公表停止に伴う後継金利への円滑な移行に有効である。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	本措置は、LIBORの公表停止に伴う後継金利への移行に際してのヘッジ処理の取扱いを明確にするものであり、妥当である。
	ページ	4—2

税負担軽減措置 適用実績	置等の	_
「地方税にお 税負担軽減抗 の適用状況等 する報告書」 おける適用第	措置等 等に関 に	_
税負担軽減措置 用による効果 しての有効性)		-
前回要望時の 達成目標		
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		
これまでの要望	型経緯	今年度が初めての要望である。
•	ページ	4—3